

## 岩手地域総合研究所「公募型研究」募集細則

### (研究期間)

1. 研究期間は承認された日から次年度末（3月31日）までの2年以内とする。ただし、期間延伸の願い出が承認された場合は1年の期間延伸を認めることが出来る。期間延伸の承認手続きは募集要綱7項を準用する。

### (経費)

2. 助成金額は単年度最大10万円とする。予算要求は、指定した予算書の様式により研究期間全体および単年度ごとに行う。研究に必要とする経費に、他からの資金を算入することは妨げない。但し、その際には、計画書および予算書において本研究助成費と他の研究費との充当部分を峻別するものとする。

### (資金前渡および清算)

3. 採択された研究の当該年度予算の4割の研究費を前渡しする。残りは年度末決算の審査承認後の清算払いとする。

### (会計責任者)

4. 予算の執行管理のために会計責任者を設置するものとする。また、採択された研究に関する経費専用の通帳を作成しなければならない。

### (成果の提出)

5. 研究成果報告書は研究期間終了日の翌月末までに提出するものとする。提出資料は印刷資料2部およびCDやUSBメモリーなどの電子データ1個とする。

また、研究期間が複数年にまたがる場合は、中間期間の年度末翌月4月30日までに調査の経緯、中間時点での成果等を記載した中間報告書を文書で提出するものとする。

②研究報告書の著作権は本研究所に帰属するものとする。

### (決算書の提出)

6. 決算書は予算書の項目に従って円単位まで集計し作成するものとする。あわせて、使途の分かる領収書等を添付する。提出期限は細目3項の成果報告書、中間報告書提出と同時とする。

### (成果の発表)

7. 研究成果の発表は個人またはグループ名で発表することが出来る。その際、事前に理事長に届け出るものとする。また、研究所名で発表する場合は常任理事会の了承を得る。

### (研究メンバー)

8. 研究メンバーの半数以上は研究所会員でなければならない。

### (細則の変更)

9. 細則の変更は常任理事会の承認を必要とする。

2022年4月1日 細則の一部変更